

監 査 第 6 6 号

令和5年7月31日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

鹿児島市監査委員	宮 之 原	賢
同	小 迫	義 仁
同	大 園	た つ や
同	米 山	たいすけ

令和4年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を決定したので、鹿児島市監査委員条例第12条の規定に基づき提出します。

# 令和4年度決算に基づく鹿児島市健全化判断 比率等の審査意見

## 第1 審査の基準

本審査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定された健全化判断比率審査及び第22条第1項に規定された資金不足比率審査

## 第3 審査の対象

- 1 令和4年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和4年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率

## 第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

## 第5 審査の主な実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係部局から提出された資料と照合点検するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所  
監査事務局の執務室
- 2 実施日程  
令和5年7月14日から同年7月31日まで

## 第7 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認めた。

## 第8 まとめ

### 1 健全化判断比率

区 分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	4.3%	3.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	25.1%	25.6%	350.0%	

※「—」表記は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、比率が算定されないことを表している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、各比率は算定されない。

実質公債費比率については4.3%で、前年度に比べ0.5ポイント上昇しているものの、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

将来負担比率については25.1%で、前年度に比べ0.5ポイント低下し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

引き続き健全な財政の維持に努められたい。

### 2 資金不足比率

区 分	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
病院事業特別会計	—	—	20.0%
交通事業特別会計	—	—	
水道事業特別会計	—	—	
工業用水道事業特別会計	—	—	
公共下水道事業特別会計	—	—	
船舶事業特別会計	—	2.0%	
中央卸売市場特別会計	—	—	
桜島観光施設特別会計	—	—	

※「—」表記は、資金の不足額が生じていないため、比率が算定されないことを表している。

当年度は、すべての公営企業会計において資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は算定されない。なお、交通事業特別会計及び船舶事業特別会計においては、資金不足への対応として、これまで特別減収対策企業債を発行しているが、法令等に基づき当該企業債を解消可能資金不足額として算入しているため、算定上、資金の不足額が生じなかったことになり、資金不足比率も算定されないものである。

両事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、各経営計画に基づく取組をより着実に実行し、経営の健全化を図られたい。